

平成22年第1回市議会定例会において可決された意見書

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

平22.3.23 第1回定例会で可決
提出先 衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、外務大臣
総務大臣

核兵器の廃絶と恒久平和は、広島・長崎で被爆を経験した私たち日本国民の心からの願いであります。

しかし、世界には未だに約2万1千発もの核弾頭が存在し、今なお人類は核兵器の脅威から解放されていません。2000年の核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議では、核軍縮・不拡散における将来に向けた現実的措置を含む最終文書をコンセンサス採択しながら、2005年の同会議では、実質事項に関する合意文書を採択することができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面しています。

米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有5カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンが核兵器を保有し、さらに事実上の保有国とみなされているイスラエル、核兵器開発につながるウランを濃縮・拡大しているイラン、核実験を行った北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしています。

よって、国におかれては、唯一の被爆国として、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、下記事項について取り組まれるよう強く要請します。

記

1. 国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶をめざす「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。
2. 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることを考慮し、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。
3. 核兵器不拡散条約(NPT)の遵守及び同条約への加盟促進を図るとともに、2010年に開かれるNPT運用検討会議において、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)の交渉開始と早期妥結に向けて全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

平22.3.23 第1回定例会で可決
提出先 衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、内閣官房長官
国家戦略担当大臣、財務大臣
厚生労働大臣、総務大臣

国の平成22年度当初予算案に、中学校卒業まで1人当たり月1万3千円の「子ども手当」の支給が盛り込まれました。給付費総額は2兆2,554億円となり、23年度以降は子ども1人当たり月2万6千円の支給となるため、さらなる財源の確保が必要となります。また、22年度は児童手当との併給であるため、地方・事業主負担も求めています。このため、地方六団体からは「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明」が出されました。また、各県知事へのアンケート調査においても子ども手当の全額国庫負担を求める声が大勢を占めているのが現状です。

よって、国におかれては、下記事項について特段の配慮を講じられるよう強く要請します。

記

1. 平成23年度以降の子ども手当は、国の責任として実施し、その費用は全額国庫負担とすること。また、22年度の実施に当たっては、地方の事務負担等について十分配慮すること。
2. 子ども手当によって目指す国の中長期ビジョンと23年度以降子ども手当を実施する上での財源確保の見通しを示すこと。その際、国民の理解を十分に得られる内容とすること。
3. 子ども手当のような現金の直接給付だけではなく、子育てをしやすい環境整備も推進すること。
4. 23年度以降の子ども手当の制度設計については、国と地方の役割分担のあり方を明確化するとともに、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。